

選挙郵便のご案内

三股町長の選挙 候補者の皆様へ

日本郵便株式会社 都城郵便局

目 次

1	選挙葉書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1) 選挙葉書の頒布枚数	
	(2) 選挙用の表示	
2	選挙葉書の交付、表示、返還、再交付等・・・・・・・・	2
	(1) 選挙葉書の交付	
	(2) 手持葉書への表示	
	(3) 選挙用の表示の位置	
	(4) 選挙用の表示に要する時間	
	(5) 選挙葉書の返還	
	(6) 再立候補の際の選挙葉書の再交付	
3	選挙葉書の差出し・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(1) 選挙葉書の早期差出し	
	(2) 選挙葉書の使用期間	
	(3) 選挙葉書の差出方法	
	(4) 差出票の使用方法	
	(5) 選挙葉書の窓口取扱時間	
	(6) 選挙葉書の宛名の記載	
	(7) 郵便番号の記載	
	(8) 書損葉書の取扱い	
	(9) 選挙終了後返還される書損葉書	
	(10) 返還選挙葉書の再差出し	
	(11) 選挙葉書の特殊取扱	
4	お願い・・・・・・・・・・・・・・・・	14
5	よくあるお問い合わせ例・・・・・・・・	14
付録様式1	候補者用通常葉書使用証明書・・・・・・・・	16
付録様式2	選挙運動用通常葉書差出票・・・・・・・・	17

候補者の皆様へ

このたび三股町長選挙が行われることになりました。選挙運動用通常葉書（以下「選挙葉書」といいます。）の取扱い等につきましては、公職選挙法及び公職選挙郵便規則等に定められておりますが、お願いを含めてご案内申し上げます。

選挙葉書の取扱いをご担当される皆さまにおかれては、事前にこの資料をご熟読いただき、ご不明な点がございましたら、郵便局の選挙葉書取扱責任者へご相談いただきますようお願い申し上げます。

1 選挙葉書

(1) 選挙葉書の頒布枚数

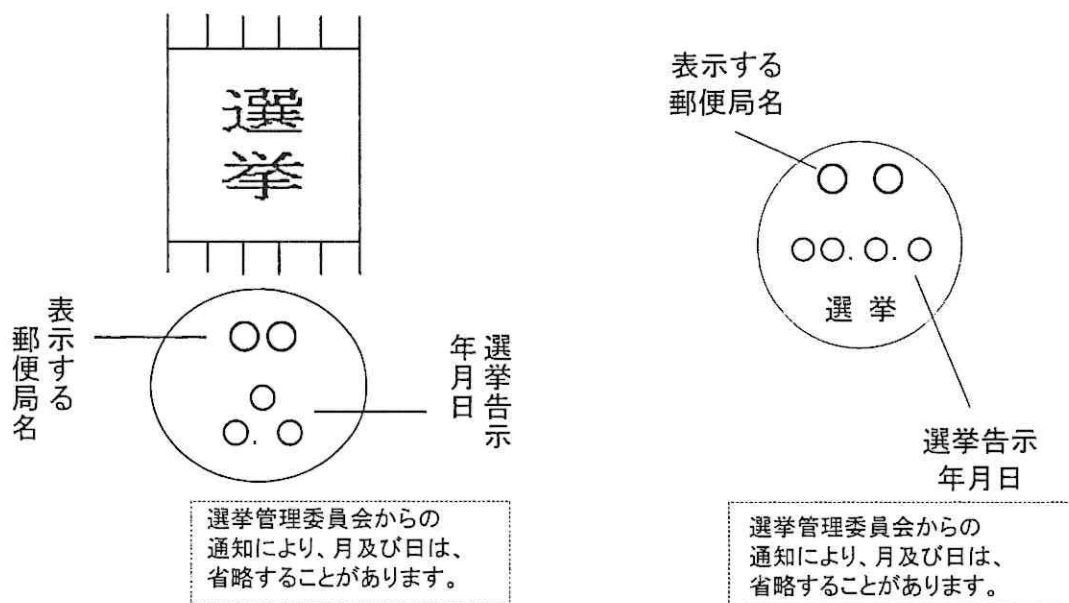
ア 頒布できる枚数は、候補者1人につき2,500枚です。

イ 選挙葉書は、選挙運動の期間内に限り、都城郵便局において選挙用の表示をした日本郵便株式会社が発行する通常葉書の交付を受けるか、あるいは、お手持ちの通常葉書に選挙用の表示を受けて、ご使用いただけるものです。

(2) 選挙用の表示

ア 都城郵便局において、お手持ちの通常葉書の表面左上部（横に長く使用するものにあっては右上部）に、次のいずれかの選挙用の表示をします。

※ 選挙用の表示は郵便局において行いますので、候補者様において事前に印刷等により、選挙用の表示は行わないでください。



イ 表示の色は、さびききょう色です。

2 選挙葉書の交付、表示、返還、再交付等

(1) 選挙葉書の交付

ア 選挙葉書の交付を請求される場合は、都城郵便局に選挙長の発行する「候補者用通常葉書使用証明書」（以下「候補者用証明書」といいます。）を提示してください。

なお、交付に際しては、ご希望の枚数に応じて、日本郵便株式会社が発行する通常葉書を準備の上、査数や選挙用の表示に相当の時間を要しますので、事前に都城郵便局にご連絡をお願いします。

イ 郵便局では、提示された候補者用証明書に郵便局名、月日、「交付」の文字及び交付枚数を記入して、取扱者印を押印します（郵便局名、月日の記入に代え、通信日付印を押印することがあります。）。

ウ 選挙用の表示をした通常葉書を、次の様式の受領証と引き換えにお渡ししますので、下図様式を参考に受領書をご提出いただきますようお願いいたします。

（注）印鑑を持参してください。

<受領証 様式>

受 領 証	
令和 年 月 日	
〇〇〇〇郵便局長 殿	〇〇〇〇選挙候補者
	何 某 印
下記のとおり受領いたしました。	
記	
選挙運動用通常葉書 〇〇〇枚	
ただし、令和〇年〇月〇日告示による〇〇〇〇選挙に使用するもの	

(2) 手持葉書への表示

上記(1)により選挙葉書の全部又は一部の交付を受けないで、その代わりに、お手持ちの通常葉書を選挙葉書としてご使用になる場合は、次のとおりです。

なお、通常葉書の作成、事前印刷等につきましては、下記の「注」をご確認ください。

ア お手持ちの通常葉書と候補者用証明書を都城郵便局に提出していただければ、候補者用証明書に、郵便局名、月日、「表示」の文字及び表示枚数を記入し、取扱者印を押印して、選挙用の表示をした通常葉書とともにお返しします（郵便局名、月日の記入に代え、通信日付印を押印することがあります。）。

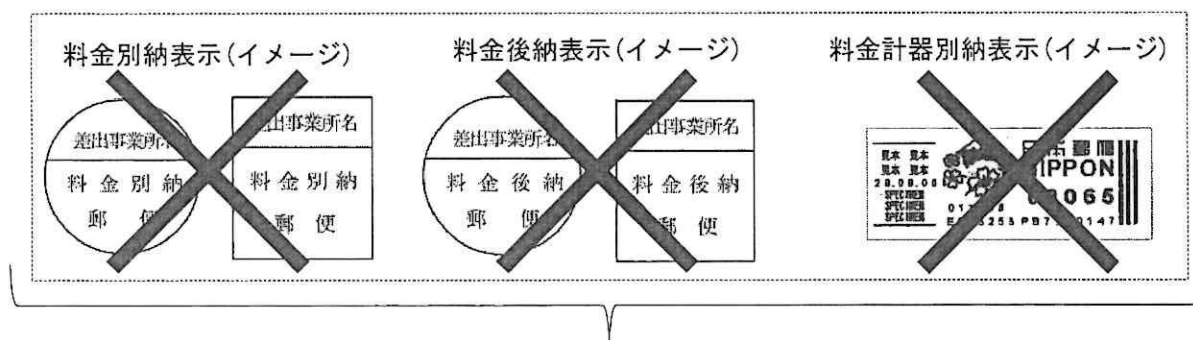
なお、選挙用の表示を受けた通常葉書は、その場で差し出されても、いったん持ち帰って改めて差し出されてもかまいません。

(その場で差し出される場合は、「3 選挙葉書の差し出し」をご参照の上、選挙運動用通常葉書差出票を添えて差し出すなどのご対応をお願いします。)

イ 選挙用の表示をする際は、慎重に作業を行います。通常葉書を汚損してしまうことがありますので、若干の予備をお持ちください。

「注」：通常葉書の作成、事前印刷等のご注意

- 1 選挙葉書に使用のお手持ちの通常葉書は、私製の通常葉書（以下「私製葉書」といいます。）でも、日本郵便株式会社が発行する通常葉書でもかまいませんが、日本郵便株式会社が発行する通常葉書の場合は、その料額印面（85円）は無効となります（返金はできません。）ので、お手持ちの通常葉書を使用されるときは、私製葉書のご使用をおすすめします。
- 2 通常葉書の表面に通信文等を記載（印刷）される場合は、受取人住所・氏名・郵便番号と明瞭に区別できるようにしてください。
この場合、後述する選挙用の表示スペースにかからないようご注意ください。
- 3 私製葉書には、料金別納、料金計器別納及び料金後納の表示のないもの並びに左上部（横に長く使用するものにあつては右上部）に製造業者のマークのないものをご使用ください。なお、私製葉書には、郵便切手を貼り付けないようご注意ください。



これらの表示はしないでください



切手を貼り付けないでください

4 私製葉書の規格などは、内国郵便約款でご案内しておりますが、特に次の点にご注意ください。

(1) 長辺 14 センチメートル以上、15.4 センチメートル以下、短辺 9 センチメートル以上、10.7 センチメートル以下の長方形の紙であること。

(2) 紙質及び厚さは、日本郵便株式会社が発行する通常葉書と同等以上であること。

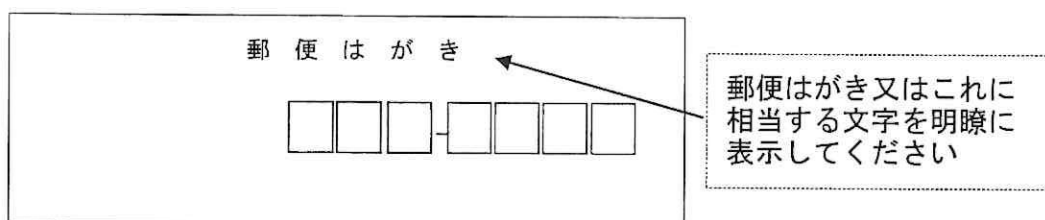
(3) 重量は、2 グラム以上 6 グラム以下であること。

※ あて名シール(タックシール)をちょう付する場合は、その重量を含みます。

(4) 通常葉書の表面の色彩は、白色又は淡色であること。

※ 白色又は淡色でないものは使用できませんので、疑義がございましたら都城郵便局又は最寄りのゆうゆう窓口のある郵便局にご照会ください。

(5) 通常葉書の表面の上部又は左側部（横に長く使用するものにあつては右側部）の中央に「郵便はがき」又はこれに相当する文字を明瞭に表示したものであること。

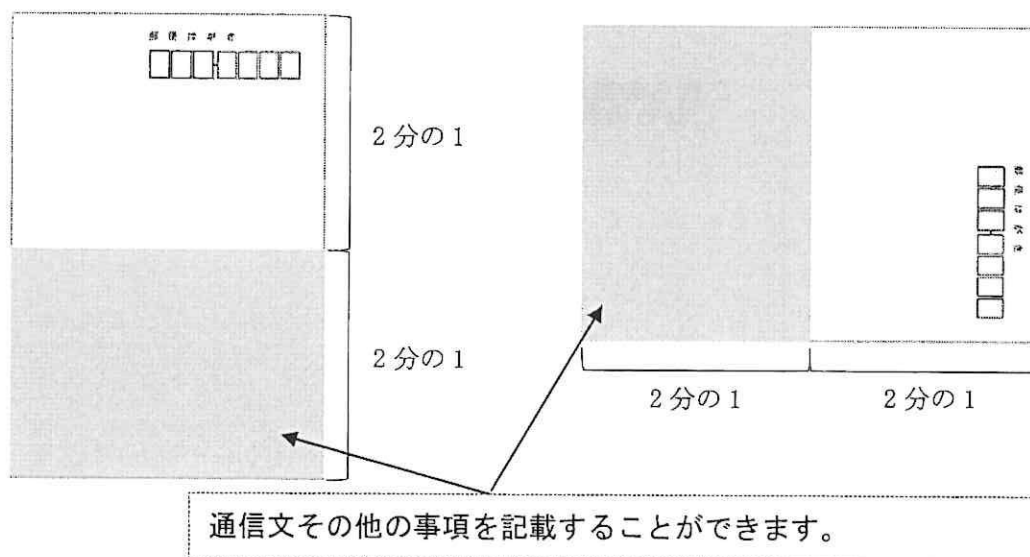


5 あて名を手書きする場合及びパーソナルコンピュータ等機器を使用して郵便番号記入枠内に郵便番号を記載する場合は、郵便番号記入枠及びハイフンの色は、朱色又は金赤色としてください。

ただし、黒又は青系統のインクを混入しないものに限ります。

6 郵便葉書の表面に通信文その他の事項を記載する場合は、郵便葉書の下部 2 分の 1（横に長く使用するものにあつては、左側部 2 分の 1）以内の部分に記載していただきます。

ただし、あて名及び受取人の住所又は居所の郵便番号と明確に判別できるように記載する場合にあつては、この限りではありません。



- 7 上記の他、選挙葉書の表面に記載できる事項及び他物を添付できる範囲等については、一般の通常葉書と同様、一定の条件がありますので、印刷等に際しては、あらかじめ都城郵便局とお打合せいただくとともに、不明の点等がある場合は、ご遠慮なく都城郵便局にお問い合わせください。

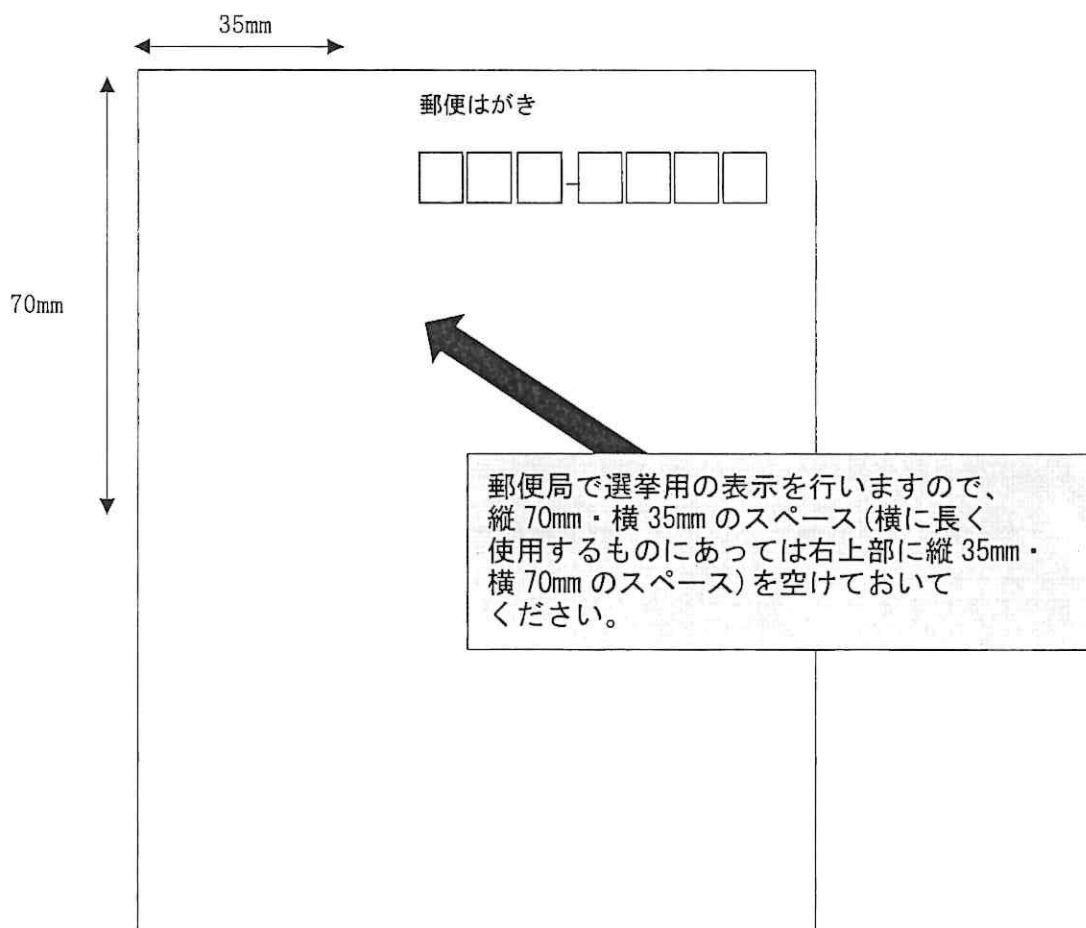
(3) 選挙用の表示の位置

選挙葉書には公職選挙郵便規則に規定する選挙用の表示をしますので、お手持ちの通常葉書に選挙用の表示を受ける場合は、下図を参考に、郵便葉書の左上部に縦 70mm・横 35mm のスペース(横に長く使用するものにあつては右上部に縦 35mm・横 70mm のスペース)を設けてください。

※ 郵便局において選挙用の表示を行うため、スペース内に文字や記号などを記載しないようにしてください。例えば、『このスペースには何も記載しないでください』等の文言を記載される場合は、同スペースの外に記載するようにしてください。

※ 切手貼付欄を表すような点線による四角い表示や製造業者のマークなどが表示されていないものを使用してください。

※ 選挙用の表示を行うスペースに文字などが記載されている場合、是正をお願いする場合がございます。なお、スペースが確保されている状態で、同スペースを囲む点線があるものや淡色での着色があるものについては、選挙表示に影響がないと判断できる場合はそのまま選挙用の表示を行います。



(4) 選挙用の表示に要する時間

お手持ちの通常葉書に選挙用の表示をしてお渡しするまでには、相当の時間がかかり、お待ちいただく場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

また、同時に多数の候補者からお申し込みをいただく場合にも、相当の時間、お待ちいただく場合がありますので、ご承知おき願います。

なお、選挙葉書の交付等を請求される場合は、お持ち帰りのため、あらかじめ適宜の手提げ袋や箱等をご準備ください（大量の選挙葉書の交付を請求される場合は、特に、重量が大きくなるためご留意願います。）。

(5) 選挙葉書の返還

選挙葉書の交付を受けた後、立候補を辞退したときは、お持ちの選挙葉書全部に候補者用証明書を添えて、交付を受けた郵便局に至急返還してください。

この場合、交付を受けた選挙葉書の一部が使用済みであるときは、選挙運動に使用したことを明記した明細書を添えて残部をお返しくください。

なお、候補者用証明書は、その余白に返還枚数を記載し、かつ、通信日付印を押印してお返しします。

(6) 再立候補の際の選挙葉書の再交付

立候補を辞退した後、再び立候補したときは、はじめに選挙葉書の交付を受けた郵便局に次のとおり請求することができます。

ア 選挙葉書の交付の方法は、前記(1)と同様です。

イ 返還された通常葉書の枚数に限り、再交付の請求ができます。

3 選挙葉書の差出し

(1) 選挙葉書の早期差出し

選挙葉書はできるだけ早く差し出していただくようお願いします。

※ 選挙運動期間内に配達となるように余裕を持って早めの差出しをお願いします。

遅くとも選挙期日の前日の配達便（差出局以外で配達するものは、当該配達局への送達所要日数を見込んでください。）に間に合うように差し出してください。

※ 送達所要見込日数等については、都城郵便局又は最寄りのゆうゆう窓口のある郵便局へお尋ねください（あて所が離島等である場合は、送達に相当な日数(1週間程度)を要する場合もありますので、特にご注意ください。）。

※ 選挙葉書を選挙期日に切迫して差し出された場合は、選挙運動の期間内に配達できないことがあります。これは選挙葉書としての効果がなくなるだけでなく、公職選挙法違反に問われることにもなりますのでご注意ください。

※ 選挙葉書は、選挙運動期間内に限り、これを頒布できるものですので、選挙期日の前日の配達便に間に合わない選挙葉書はお引き受けできません。

なお、普通扱いとする郵便物の配達頻度の緩和（土曜日配達の休止）や送達速度の緩和（翌日配達の廃止）等を内容とする郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第70号。以下「改正法」といいます。）の施行に伴い、2021年10月以降、同法を踏まえた各種対応を実施しております。普通扱いとする郵便物について、土曜日配達を休止する等しておりますので、これも踏まえた早期差出しをお願いいたします。

《改正法を踏まえた対応》

- 通常葉書など普通扱いとする郵便物について、取扱いイメージは次のとおりです。

例えば、翌々日配達となる地域宛ての郵便物を金曜日までにお届けするためには、水曜日までに差し出していただく必要があります。

※ 3日後配達地域の場合は火曜日までに差し出していただく必要があります。

※ 当日のお引き受けとなる時刻は、差出予定の郵便局にご確認願います。

＜普通扱いとする郵便物の取扱いイメージ：翌々日配達地域の場合＞

	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日
水曜日差出し	差出し	⇒ (お届け日数繰下げ)	配達	-	-	-
木曜日差出し	-	差出し	⇒ (お届け日数繰下げ)	⇒ (土曜日の休配)	⇒ (日曜日の休配)	配達
金曜日差出し	-	-	差出し	⇒ (土曜日の休配)	⇒ (日曜日の休配)	配達

《参考：お届け日数の繰り下げについて》

- 翌々日配達の地域宛て

引受日	配達曜日	
	変更前	変更後
月曜日	火曜日	水曜日
火曜日	水曜日	木曜日
水曜日	木曜日	金曜日
木曜日	金曜日	月曜日
金曜日	土曜日	月曜日
土曜日	月曜日	火曜日
日曜日	月曜日	火曜日

- 選挙葉書についても、今回のサービスの見直しの影響を受けますが、改正法の附帯決議等を踏まえて、次のとおり取り扱います。

なお、選挙表示等にお時間をいただくため、引き続き、候補者様においては、早期差出しへのご協力をお願いいたします。

<選挙葉書の取扱いイメージ：翌々日配達地域の場合>

	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日
水曜日差出し	差出し	⇒	金曜日までに 配達	-	投票日	-
木曜日差出し	-	差出し	⇒	土曜日までに 配達		-
金曜日差出し	-	-	差出し	配達		-

※ 同時に大量の差出しがあった場合は、選挙表示等にお時間をいただくため、翌日に差し出されたものとして取り扱う場合があります。

※ 選挙葉書は、選挙運動期間内に配達するため、他の郵便物とは別にして取り扱います。差出しのタイミングや通数によっては配達予定日の前日の配達となる場合があります。

(2) 選挙葉書の使用期間

選挙葉書は、当該選挙の選挙運動期間内に限り、これを使用することができるものですので、この期間を経過して差し出すことはできません。

なお、未使用となった選挙葉書については、郵便局では回収いたしませんので、未使用分が生じた場合は候補者様において処分等を行ってください。

(3) 選挙葉書の差出方法

選挙葉書は、必ず、都城郵便局又はゆうゆう窓口のある郵便局に選挙運動用通常葉書差出票（以下「差出票」といいます。）を添えて差し出してください。

一時に多数の差出しになるときは、100 通又はその端数ごとに一束に束ねてください。

郵便局では差出票の備考欄に通信日付印を押印してお返ししますが、差出制限枚数に達した差出票は、郵便局で保管することになります。

なお、選挙葉書を引き受ける際には、郵便局において差出票の記載内容や、差出通数に誤りがないか確認しますが、記載内容にお間違えがないように、あらかじめ記載内容をご確認の上、差し出していただきますようお願いします。

(4) 差出票の使用方法

差出票は、次の点に十分ご注意の上、使用してください。

ア 差出票 1 枚の差出制限枚数は 100 通ですので、1 枚の差出通数の累計が 100 通になるまでは、その差出票を使用することとなりますが、同時に 100 通を超えて差し出す場合又は差出通数の累計が 100 通を超える場合は、その超える分の 100 通又は 100 通以内の通数ごとに別の差出票を使用してください。

イ 備考欄は郵便局で使用する欄ですので、記入しないでください。

ウ 差出通数欄には、1 回の差出しごとの差出通数（ただし、1 枚の差出票には 100 通を超えた数を記入することはできません。）を記入し、また、差出合計数欄にはその差出票による差出通数の累計（その差出票により実際に郵便局の窓口に差し出すものであり、既に差出し済みのものの累計ではありません。）を記入してください。

※ 差出通数及び差出合計数を訂正したときは、訂正印を押してください。

(差出票 記載例)

差出票番号		第〇号	
発行者氏名	〇〇選挙選挙長 〇〇 〇〇 印		
候補者氏名	〇〇選挙候補者 〇〇 〇〇		
この差出票による差出制限枚数		100 通	
差出月日	差出通数	差出合計数	備考
4 月 1 日	10	10	日付印
4 月 2 日	10	20	日付印
4 月 3 日	印 40 70	印 60 90	日付印

エ 1回の差出通数が少なく、差出票の設欄の全部を使用しても、なお、差出制限枚数（100 枚）に達しないことが予想されるときは、当初又は途中からその設欄をさらに適宜分割して使用してもかまいません。ただし、紙を貼り付けて設欄することはできません。

オ 同時に 200 通以上を差し出すときは、100 通の倍数となる通数（全通数から 100 通未満の端数を除いた通数となります。）のものについてのみ、その通数に相当する枚数の差出票をとじ合わせ、1 枚目の差出票の最初の記入欄にその通数を記入し、2 行目以下にとじ合わせた差出票の枚数を記入して、傍らに差出人の印を押し、2 枚目以下の差出票の記入欄に朱色の斜線を引いて差し出すことができます。

(差出票 記載例)

【1 枚目】

差出票番号		第〇号	
発行者氏名	〇〇選挙選挙長 〇〇 〇〇 印		
候補者氏名	〇〇選挙候補者 〇〇 〇〇		
この差出票による差出制限枚数		100 通	
差出月日	差出通数	差出合計数	備考
〇月〇日	400	400	
		4 枚	
		差出人印	

差出通数に応じて、とじ合わせた差出票の枚数を記載します。

100 通の整数倍の全通数を記入します。

【2枚目以下】

差出票番号		第○号	
発行者氏名	○○選挙選挙長 ○○ ○○ 印		
候補者氏名	○○選挙候補者 ○○ ○○		
この差出票による差出制限枚数		100 通	
差出月日	差出通数	差出合计数	備考

朱色で斜線を引いてください。

(5) 選挙葉書の窓口取扱時間

選挙葉書は都城郵便局又はゆうゆう窓口のある郵便局に差し出していただきます。

	平日	土曜日	日曜日及び休日
都城郵便局	9：00～16：00	取扱いなし	取扱いなし

※ 上記以外のゆうゆう窓口がある郵便局を利用される場合、取扱時間は郵便局ごとに異なりますので、あらかじめご利用される郵便局にご確認ください(問い合わせ窓口の連絡先はゆうびんホームページからも確認できます。)

(6) 選挙葉書の宛名の記載

受取人と差出人の氏名及び住所は、特に次の点にご注意の上、詳細に、かつ、明瞭に記載してください。

- ア 同居者の場合はその肩書、アパート居住者の場合は、そのアパート名を正確に記載してください。
- イ 新市制施行地、町村合併地域等に宛てる場合は、都道府県名を記載してください。
- ウ 新住居表示制度の実施により町名地番の変更となっている区域宛てに差し出される際は、必ず新町名地番で、次の例により街区符号、住居番号を記載してください。

【一般の場合】

			街区符号	住居番号	
東京都	文京区	湯島2丁目	4番	7号	〇〇荘
又は					
東京都	文京区	湯島2	～4	～7	〇〇荘

【団地の場合】

			街区符号	棟番号	各戸の番号
東京都	足立区	千住旭町	5番	1	106
東京都	渋谷区	幡ヶ谷3丁目	72番	3	304

エ 宛名は、選挙用の表示を行うためのスペースにかからないよう、次の例を参考に十分ご注意の上、記載してください（宛名の記載が不明瞭なため調査に困難を来し、配達できなかった例が多くありますのでご注意ください。）。

(ア) 宛名をたて書きにする場合の例

35mm

70mm

郵便はがき

113-0034

東京都文京区湯島二丁目四番七号
〇〇荘
二〇号室

様

104-0061
東京都中央区
銀座三丁目一〇番一

郵便はがき又はこれに相当する文字を明瞭に表示してください

あて名を手書きする場合及びパーソナルコンピュータ等機器を使用して郵便番号記入枠内に郵便番号を記載する場合は、郵便番号記入枠及びハイフンの色は、朱色又は金赤色としてください

郵便局で選挙用の表示を行いますので、縦70mm・横35mmのスペース(横に長く使用するものにあつては右上部に縦35mm・横70mmのスペース)を空けておいてください。

(イ) 宛名をよこ書きにする場合の例(表面下部に通信文等を記載した例です)

35mm

70mm

郵便はがき

1 1 3 0 0 3 4

東京都文京区湯島二丁目
四番七号 ○○荘 10 号室

○○ ○○ 様

104-0061
東京都中央区
銀座三丁目

(通信文等)

推薦人
○○
○○

郵便はがき又はこれに相当する文字を明瞭に表示してください

あて名を手書きする場合及びパーソナルコンピュータ等機器を使用して郵便番号記入枠内に郵便番号を記載する場合は、郵便番号記入枠及びハイフンの色は、朱色又は金赤色としてください

郵便局で選挙用の表示を行いますので、縦 70mm・横 35mm のスペース(横に長く使用するものにあつては右上部に縦 35mm・横 70mm のスペース)を空けておいてください。

(7) 郵便番号の記載

受取人及び差出人の郵便番号を忘れずに記載してください。

なお、ワードプロセッサ及びパーソナルコンピュータその他これらに類する機器を使用して、タックシールなどに郵便番号を記載する場合は、郵便番号の前後に、「郵便番号」、「〒」その他これらに類する文字などを記載しないように注意ください。

(郵便番号の記載方法は内国郵便約款 別記 1 をご参照ください。)

(8) 書損葉書の取扱い

選挙用の表示を受けた通常葉書で、間違えて印刷したり、書き損じたり、又はき損したものの(以下「書損葉書」といいます。)は、その枚数に限り、別のお手持ちの通常葉書に新たに選挙用の表示を受けて、選挙葉書として使用することができます。

なお、書損葉書を日本郵便株式会社が発行する新しい通常葉書と交換することはできませんので、ご了承ください。

ア お手持ちの通常葉書に書損葉書及び候補者用証明書を添えて、選挙用の表示をした郵便局に提出し、書損したため選挙表示を請求する旨、お申出ください。

イ 郵便局では、提出されたお手持ちの通常葉書に選挙用の表示をして、候補者用証明書に郵便局名、月日、「表示」の文字及び表示枚数(傍らに「書損」と付記します。)を記入し、取扱者印を押印して、選挙用の表示をした通常葉書と共にお返しします(郵便局名、月日の記入に代え、通信日付印を押印することがあります。)

ウ 提出された書損葉書は、選挙運動期間中、郵便局で保管し、同期間終了後にお返しします。

(9) 選挙終了後返還される書損葉書

選挙終了後に郵便局からお返しする書損葉書は、日本郵便株式会社が発行する新しい通常葉書と交換することはできませんのでご了承ください。

(10) 返還選挙葉書の再差出し

選挙葉書の頒布枚数 2,500 枚のうち、何枚かをまだ差し出していない場合で、手持ちの未使用の通常葉書がないようなときには、配達不能のため、差出人に返還された選挙葉書を再び選挙葉書として使用することができます。

この場合には、返還印等を抹消し表面の見やすいところに「再差出し」と朱記するか、又は再差出しであることを明らかにして、前記(3)により差し出すことになります。

したがって、頒布枚数全部を差し出してしまった場合は、選挙葉書の再差出しはできませんのでご注意ください。

(11) 選挙葉書の特殊取扱

選挙葉書は、書留又は速達などの特殊取扱として差し出すことはできません。

4 お問い合わせ

(1) 以上の事項は、推せん者又は知人等に選挙葉書の差出しをご依頼される場合にも、同様にご注意ください。

(2) 選挙葉書をポストに投函されますと、お返しすることになりますのでご注意ください。

※ 特に、推せん者又は知人等の方は、選挙葉書の取扱いについて説明を受けていないため、選挙葉書をポストに投函される事例があることから、ご注意くださいますようお願いします。

※ 郵便切手を貼付した選挙葉書を郵便ポストに投函されますと、一般の郵便物としてお取扱いする場合がありますので、併せてご注意ください。

(3) 選挙葉書のご利用についてご不明な点がございましたら、都城郵便局にお問い合わせください。なお、お問い合わせの際は、直接、都城郵便局の責任者にお尋ねください。

(4) 選挙事務所を設置された場合は、都城郵便局と緊密に連絡をとっていただき、選挙葉書の差出し方等について十分お打合せの上、行き違いのないようご利用ください。

また、選挙事務所を移転された場合は、都城郵便局へご連絡ください。

都城郵便局 電話番号：0986-22-3953

責任者：郷 俊徳

5 よくあるお問い合わせ例

問1 手持ちの通常葉書を使用する予定だが、作成時に「郵便はがき」又はこれに相当する文字の表示を漏らしてしまった。このまま差し出して良いか。

答1 「郵便はがき」又はこれに相当する文字を表示してください。

なお、その場合の表示位置は、表面の上部又は左側部(横に長く使用するものにあつては、右側部)の中央としてください。

問2 あて名を手書きしたが、郵便番号記入枠及びハイフンの印刷色を朱色又は金赤色以外の色にしてしまった。

答2 朱色又は金赤色に修正してください。

修正方法については、必要に応じて、差し出される郵便局にお問い合わせください。

問3 タックシールに郵便番号とあて名を記載して通常葉書に貼り付けることとしているが郵便番号の前後に「〒」や文字を記載してしまった。このまま差し出して良いか。

答3 ワードプロセッサ及びパーソナルコンピュータその他これらに類する機器を使用してあて名を記載する場合(郵便番号記入枠内に郵便番号を記載する場合を除きます。)は、郵便番号の前後に「〒」などの事項を記載いただけませんので修正してください。

問4 郵便局が選挙用の表示を行うスペース(70ミリメートル×35ミリメートル)に、文字や図形を印刷してしまった。

答4 郵便局で選挙用の表示を行うスペースは空けておいていただくこととしていますので、修正してください。

問5 郵便局が選挙用の表示を行うスペース(70ミリメートル×35ミリメートル)の範囲内に、あて名シールがはみ出し、同範囲に文字がかかってしまった。

答5 郵便局で選挙用の表示を行うスペースは空けておいていただくこととしていますので、修正してください。

問6 明日が投票日(選挙期日)なので、どうしても今日、選挙葉書を差し出したい。

答6 選挙期日の前日の配達便に間に合わない選挙葉書はお引受けできません。

(本件では、選挙期日の前日に差し出されようとしており、この場合、当日中に選挙葉書を配達することができません。このような状況で葉書を引き受けた場合、選挙運動期間を過ぎて配達することになるため、公職選挙法違反に問われることになります。)

付録様式 1 (公職選挙郵便規則第二条関係)

第何号

候補者用通常葉書使用証明書

選挙区何区

候補者氏名何某

上記の者は、令和何年何月何日執行の何選挙の候補者であって、公職選挙法第 142 条第 1 項の規定による通常葉書を使用することができる者であることを証明する。

令和何年何月何日

何選挙

選挙長何某 ㊟

選挙用の表示をする日本郵便株式会社の営業所名			日本郵便株式会社 何	
営業所名及び月日	区別	枚数	取扱者印	備考

（ 表 面 ）

選挙運動用通常葉書差出票			
差 出 票 番 号		第 何 号	
発行者氏名	何 選挙選挙長		何 某 ㊟
候補者氏名	何 選挙(何区)候補者		何 某
この差出票による差出制限枚数			100 通
差出月日	差出通数	差出合計数	備 考

注 備考欄は、郵便物の配達事務を取り扱う日本郵便株式会社の営業所又は日本郵便株式会社の指定した営業所で使用する欄ですから記入しないでください。

(裏 面)

1 使用上の心得

- (1) この差出票は、1枚につき差出通数の累計が100通以内となるまで、同一のものを差出しの都度使用するものとし、1回の差出通数又は差出通数の累計が100通を超えることとなるときは、その超える分につき100通以内ごとに別葉の差出票を使用すること。
- (2) 差出通数欄には1回の差出しごとの差出通数を記入し、差出合计数欄には1枚の差出票による差出通数の差出時までの分の累計を記入すること。
- (3) 同時に200通以上を差し出すときは、100通の整数倍となる通数につき、100通ごとに1枚として数えた枚数の差出票をとじ合わせ、1枚目の差出票の最初の記入欄に100通未満の端数を除いた全通数を記入することができる。この場合においては、1枚目の差出票の記入欄の2行目以下にとじ合わせた差出票の枚数を記入し、その傍らに差出人の印を押し、かつ、2枚目以下の差出票の記入欄に朱色の斜線を施すこと。
- (4) 差出通数及び差出合计数を訂正したときは、差出人において訂正印を押すこと。

2 郵便物差出し上の注意

- (1) 選挙運動用通常葉書は、必ず差出票を添えて郵便物の配達事務を取り扱う日本郵便株式会社の営業所又は日本郵便株式会社の指定した営業所に差し出すこと。
- (2) 選挙運動用通常葉書は、なるべく早く差し出すこと。

2025年10月調製